

## さいたま市告示第 215 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 15 項に基づく公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第 17 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 公開による意見の聴取を行う期日  
令和 8 年 2 月 17 日（火） 午後 7 時 00 分から
- 2 公開による意見の聴取を行う場所  
原山公民館 講座室  
さいたま市緑区原山 2-33-1
- 3 公開による意見の聴取を行う理由  
建築基準法第 48 条第 3 項ただし書に基づく許可にあたり、同条第 15 項の規定により、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行う必要があるため
- 4 許可申請概要
  - (1) 申請者  
さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦
  - (2) 申請場所の地名地番  
さいたま市浦和区駒場二丁目 157 番 4
  - (3) 用途地域  
第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域
  - (4) 計画の概要  
水道施設（水道事業の用に供するポンプ施設）
- 5 適用条文
  - (1) 建築基準法第 48 条第 3 項ただし書
  - (2) 建築基準法第 48 条第 15 項（公開による意見の聴取）